一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令（昭和二２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

令和８年１１月９日

山梨県知事　長崎　幸太郎

１　一般競争入札に付する事項

（１）役務の名称及び数量

山梨県クビアカツヤカミキリ地域防除戦略策定業務委託　１式

（２）役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）履行場所

県指定場所

２　一般競争入札の参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７ 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（４）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和３年３月８日山梨県告示第６７号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（５）この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（６）令和６年４月１日から令和８年９月３０日までの期間において、国又は地方公共団体と特定外来生物の防除に係る計画策定業務（ゾーニングを伴うものに限る。）を２回以上受託し、当該契約を履行した実績を有すること。

３ 入札手続等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　４００－８５０１

山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県森林環境部自然共生推進課自然保護担当

電話番号　０５５－２２３－１５２０

メールアドレス　shizen@pref.yamanashi.lg.jp

（２）入札説明書の交付方法

この公告の日から令和８年１１月１３日（金）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、３（１）の交付場所において交付する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和８年１１月１３日（金）午後１時までに電子メールにて３（１）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

（３）入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和８年１１月１８日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、３の（１）の場所に提出する（郵送の場合、令和８年１１月１７日（火）までの消印を有効とする。）。

（４）入札及び開札の日時及び場所

日時：令和８年１１月２７日（金）　午後１時００分

場所：山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号　山梨県庁 防災新館４階 ４１０会議室

（５）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った

入札、その他山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号。以下「規則」という。）第１２９条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（７）落札者の決定方法

規則第１２７条第１項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（８）その他入札に関する事項は、入札心得を確認すること。

４ その他

（１）入札保証金

入札に参加しようとする者は､入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第１０８条の２の規定に該当する者は、これを免除する。

（２）契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第１０９条の２の規定に該当する場合は、これを免除する。

（３）契約書作成の要否

要

（４）違約金の有無

有

（５）前払金の有無

有

（６）落札者が契約締結までの間に２に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

（７）その他

詳細は、入札説明書による。